

議案第 4 7 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例

南あわじ市陸の港西淡条例（平成 17 年南あわじ市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 休憩棟及びサイクルステーション（レンタサイクルを除く。）の項中「午後 10 時まで」を「午後 11 時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。



南あわじ市陸の港西淡条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）		
施設名	利用時間	施設名	利用時間	
休憩棟及びサイクルステーション（レンタサイクルを除く。）	午前5時30分から午後10時まで	休憩棟及びサイクルステーション（レンタサイクルを除く。）	午前5時30分から午後11時まで	
サイクルステーション（レンタサイクルに限る。）・上記以外の施設略		サイクルステーション（レンタサイクルに限る。）・上記以外の施設略		
別表第2 略		別表第2 略		

